

## 環境保全型農業直接支払事業補助金交付要綱

令和4年4月1日産業経済部長決定

改正 令和5年4月1日

### (目的)

第1条 この要綱は、自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する農業者団体等に対して、予算で定める範囲内において環境保全型農業直接支払事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3817号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）、兵庫県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱及び加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の対象となる者等)

第2条 補助金の対象となる者、農地、活動及び交付単価は、別表第1に掲げるとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に別表第1に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

### (交付決定額の変更)

第4条 市長は、兵庫県が交付単価の調整を行ったときは、規則第7条により通知した補助金の交付決定金額を、予算の範囲内で変更することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定金額を変更したときは、補助金交付決定変更通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

### (実績報告書の提出)

第5条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業実績報告書（様式第3号）に別表第2に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第6条 補助事業者は、規則第17条第1項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書兼口座振替依頼書(様式第4号)を提出しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日又は交付等要綱、実施要領若しくは兵庫県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱が廃止若しくは失効となった日のいずれか早い日にその効力を失う。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

対象となる者	実施要領第 1 に掲げる農業者の組織する団体又は農業者
対象となる農地	農業振興地域内又は生産緑地地区内に存する農地
対象となる活動	交付等要綱別紙第 1 の 4 及び実施要領第 4 の要件を満たすもの
交付単価	交付等要綱別紙第 1 の 5 及び実施要領別表 1 の兵庫県の項に掲げるとおり

別表第 2（第 3 条関係）

補助金 交付申請書 添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場一覧</li> <li>・ほ場地図</li> <li>・上記に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類</li> </ul>
----------------------	---

別表第 3（第 5 条関係）

補助事業 実績報告書 添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産記録</li> <li>・みどりのチェックシート（実施要領様式第 14 号）</li> <li>・資材の購入が確認できる書類</li> <li>※ただし、交付等要綱別紙第 1 の 4 の（6）、（7）及び実施要領別表 1 の兵庫県の中干延期の取組については、書類の添付を求めるものではない。</li> <li>・上記に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類</li> </ul>
-----------------------	---